

令和7年度茨城県伝統工芸品展開催委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度茨城県伝統工芸品展開催委託業務

2 業務の目的

茨城県伝統工芸品製造者及び行政機関で構成する「茨城県伝統工芸品展実行委員会」において、茨城県の風土及び生活の中で受け継がれてきた茨城県伝統工芸品（以下、「県工芸品」という。）を広くPRすることにより、県工芸品に対する認知度を高めるとともに、ブランド力の向上及び販路拡大を図るため、茨城県伝統工芸品展を開催する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

茨城県伝統工芸品展（以下、「県工芸品展」という。）の開催

- ・ 県工芸品展を県内で1回開催する。
- ・ また、開催にあたり、集客、工芸品の認知度やブランド力の向上、今後の販路拡大に資する効果的なプロモーションを実施する。

（1）県工芸品展の概要

開催期間	令和7年10月3日（金）から5日（日）まで 3日間
会 場	イーアスつくば1F メインコート及びイーアスコート （茨城県つくば市研究学園5丁目19番地）
内 容	① 県工芸品の展示・販売 41品目のうち出展希望事業者（20事業者想定） ② その他開催場所・客層に合わせたイベント 例）ワークショップ、制作実演、パネル展示、テーマごとの企画展等 ③ 県工芸品展の広報 遅くとも開催の1か月前には広報を開始すること。 例）チラシ・ポスターの作成・配布、SNSや地元メディアの活用、新聞折り込み等
備 考	・ 実際の開催時期、会場については、実行委員会と協議の上、決定すること。 ・ 出展する事業者数は見込みであり、増減がありうる。また、品目及び事業者は実行委員会と協議の上、受託者が募集・選定する。

(2) 工芸品展の企画・調整

- ・ 工芸品展の開催にあたっては、実行委員会の意見等を十分に踏まえた内容とし、これにあたり、関係者・関係機関との調整を十分に行うこと。
- ・ 本イベントの内容・出展条件等について、出展マニュアル等の作成や事前説明会の開催などにより、出展事業者及び関係者に十分な周知を行うこと。

(3) 工芸品展の運営等

- ・ 各工芸品の特性及び出展事業者の希望等をふまえたスペースの確保、会場レイアウトを行うこと。
- ・ 会場設営にあたっては、展示・販売・実演等出展形態ごとに配置し、サインなどで来場者にとってわかりやすいよう工夫すること。
- ・ 会場の設営及び撤収、会場内で使用する展示台、備品、機器、什器等一切の物品の用意及び搬入・搬出を実施すること。
- ・ 販売にあたっては、実行委員会及び会場等の関係者との調整を密に行い、販売方法、商品選定、販売価格、清算方法等の販売行為に係る合意を得て適正に実施すること。
- ・ 展示・販売にあたっては、各工芸品及び事業者の安全を確保すること。
- ・ 消防や衛生管理など必要な手続を行うとともに、会場内での通行等来場者の安全及び会場近辺での交通等に支障がないよう、関係機関と調整の上、必要な対応を行うこと。
- ・ 開催日ごとに各出展事業者の売上げを集計し、委託者へ報告すること。
- ・ 開催日ごとに各会場の来場者数を集計し、委託者へ報告すること。
- ・ その他委託者の求めに応じて、実施結果等を提出すること。

(4) 来場者アンケートの実施

- ・ 来場者アンケートを実施し、とりまとめ、分析、評価を行うこと。
- ・ アンケート内容については、実行委員会と協議の上、決定すること。
- ・ アンケート回答者へのノベルティを用意すること。抽選や先着などの方法を用いてもよい。なお、内容は、実行委員会と協議の上、決定すること。
- ・ アンケートは少なくとも 100 人分の回答を得ること。

(5) チラシ、ポスターのデザイン・印刷

- ・ チラシ規格：A4 カラー刷り両面（約 1,000 部想定）
ポスター規格：B2 カラー刷り片面（約 50 部想定）
- ・ 遅くとも開催の 1 か月前までに納品すること。

6 留意事項等

(1) 業務体制

- ・ 工程管理を徹底するため、委託者への連絡・報告を密に行うこと。
- ・ 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本委託業務に含まれるものとする。

(2) 著作権

- ・ 本委託事業において、受託者自身が制作し納品した制作物の著作権等の知的財産権は、原則として委託者に帰属するものとする。
- ・ ただし、委託者と協議の上、受託者が第三者に委託して制作する制作物については、これに係る第三者の知的財産権を、委託者と第三者で協議の上、第三者に帰属させることができる。
- ・ なお、本委託事業の完了後、第三者と協議の上、委託者が本委託事業の趣旨に則り、第三者に帰属することとなった知的財産権を使用することができる。
- ・ また、本委託事業の完了後、第三者が当該知的財産権を使用する場合は、本事業の趣旨から逸脱しない範囲で使用する。

(3) セキュリティ対策及び守秘義務

受託者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を、この契約の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記の特約事項を遵守しなければならない。